

国民健康保険における海外転入者の自己負担限度額適用区分の誤りによる高額療養費等過支給について

海外からの転入者がいる国民健康保険被保険者世帯について、高額療養費の自己負担限度額の適用区分に誤りがあり、高額療養費を過大に支給していることが判明しました。

1 概要

1月1日時点において日本国内に住所を有していない海外からの転入者が国民健康保険の被保険者であった場合、高額療養費の自己負担限度額適用区分について、課税世帯の区分を適用すべきところ、非課税世帯の区分を適用していたため、高額療養費並びに入院時食事療養費について過大に支給しておりました。

2 該当世帯数・過大支給額

過去5年間で3世帯、76,488円。

3 今後の対応

過大に支給した世帯に、個別に謝罪と説明を行ったうえで、返還をお願いしていきます。

4 再発防止策

適正な法令制度等の解釈に努め、対象となる海外からの転入者について関係部署との連携を徹底し、再発防止に努めます。

■問い合わせ先

国民健康保険 小諸市役所 市民課 国保年金係 担当：小林
TEL0267-22-1700（内線2120） Eメール kokuho@city.komoro.nagano.jp